

教育「保障」と、教育「投資」

“公共財”である教育に、公財政の充実を！

旺文社 教育情報センター 21年6月

国民の「教育」を受ける権利や義務教育の無償については、憲法及び教育基本法で明確に「保障」されている。

しかし、現下の厳しい経済情勢の影響で、学用品の費用や給食費などが払えず、卒業アルバムも渡されずに卒業していく中学生、学費未納で卒業証書を授与されずに去っていく高校生、能力がありながら進学を断念せざるを得ない受験生、経済的理由から中退を余儀なくされる高校生や大学生など、教育を支える「経済保障」の脆さが露呈している。

文科省の緊急調査によると、20年度末における大学等の中退者のうち、経済的理由が15.6%に及び、19年度より1.6ポイント上昇したという。

格差社会の拡大にもつながる教育格差を是正するためには、教育を“公共財”として捉え、公財政のさらなる充実が必要である。



<教育の法保障>

○ 教育の機会均等、義務教育

憲法第14条(平等原則)及び第26条(教育を受ける権利と受けさせる義務)の精神を具体化したものが、改正教育基本法第4条「教育の機会均等」と第5条「義務教育」である。

第4条では、「すべて国民は、その能力に応じて教育を受ける機会を与えられなければならないこと、性別や社会的身分、経済的地位などで教育上差別されないこと、国及び地方公共団体は、能力がありながら経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならないこと」などを明らかにしている。

また、第5条では、「国民は、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負うこと、国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保すること、国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しないこと」など、義務教育の根幹(機会均等・水準確保・無償制)は国や地方公共団体及び保護者の責任で担保されることを明記している。

<教育への投資>

○ 教育投資の現状

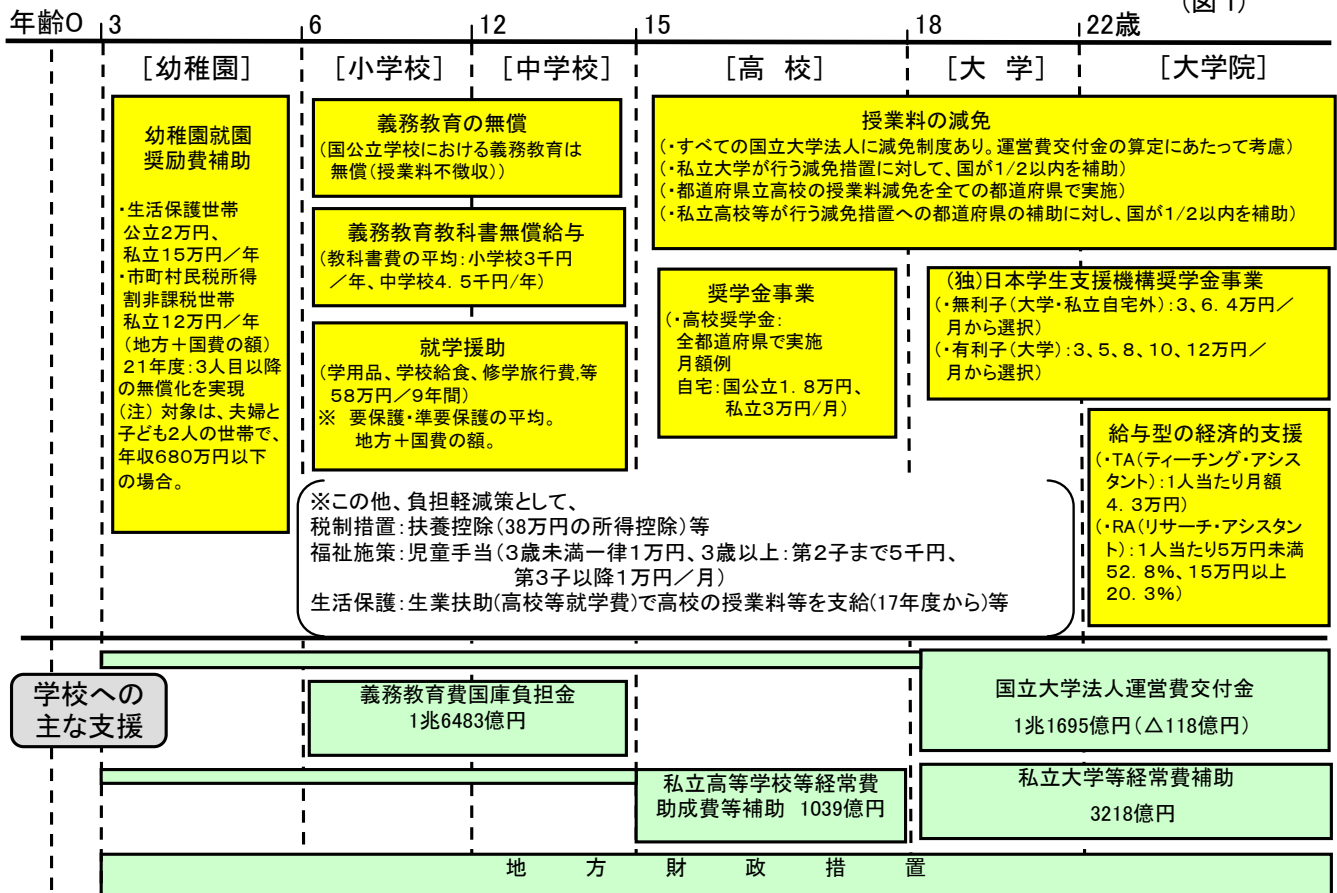
このように、法で保障されている「教育」を実効あるものとするためには、教育投資の充実が必須である。

図1は、国や地方公共団体等による各学校段階(年齢層別)の就学援助や授業料減免、奨

学金事業など、教育費の主な負担軽減策、及び学校への主な経済支援をイメージしたものである。

例えば、「就学援助」は、義務教育を円滑に実施できるよう、経済的理由で就学困難な子どもたちに学用品費や給食費、修学旅行費などの援助を自治体が行う制度で、小・中学校の9年間で1人平均58万円(自治体+国費)が支給されている。受給対象者は、生活保護対象の「要保護者」と、要保護者に準ずる程度の困窮が認められる「準要保護者」とされ、不況の影響から両者とも増大しているという。国は要保護者に対する補助を行っているが、準要保護者への補助は17年度から、税源移譲(一般財源化)に伴い廃止している。地方財政の悪化などから補助対象の所得要件の引き締めや補助金額の引き下げなどにより、自治体間の格差も起きているという。

●教育投資の現状 - 学校段階別(年齢層別)教育費等の主な負担軽減策(イメージ) (図1)



注. ① 学校への支援は21年度当初予算額、他は20年度実績等による。
 ② 国立大学運営費交付金は、附属学校や大学共同利用機関を含む90法人。
 ③ 私立高等学校等経常費助成費等補助は、私立大等を除く私立学校への補助。
 ④ 文科省資料「教育の費用負担について」(21年5月)による。

○ 大学卒業までにかかる教育費

表1と図2は、幼稚園から大学卒業までにかかる教育費を、学校段階ごとに国・公・私立別に区分して算出したものである。

幼稚園から高校まで公立、大学のみ国立で約864万円かかり、全て私立だとその2.6倍の約2,258万円かかる。

国立大と私立大における学生1人当たりの平均年間授業料額(20年度学部生)は、国立大53.6万円、私立大103.5万円(授業料84.8万円、施設設備費18.7万円)で、その差額は約50万円である。ただ、私立大の場合、学部系統によってだいぶ異なり、文系=89万円(授業料+施設設備費。以下、同)、理系=122.9万円、医歯系=411.1万円などとなっている。

●大学卒業までにかかる教育費 - ① (単位:円)

(表1)

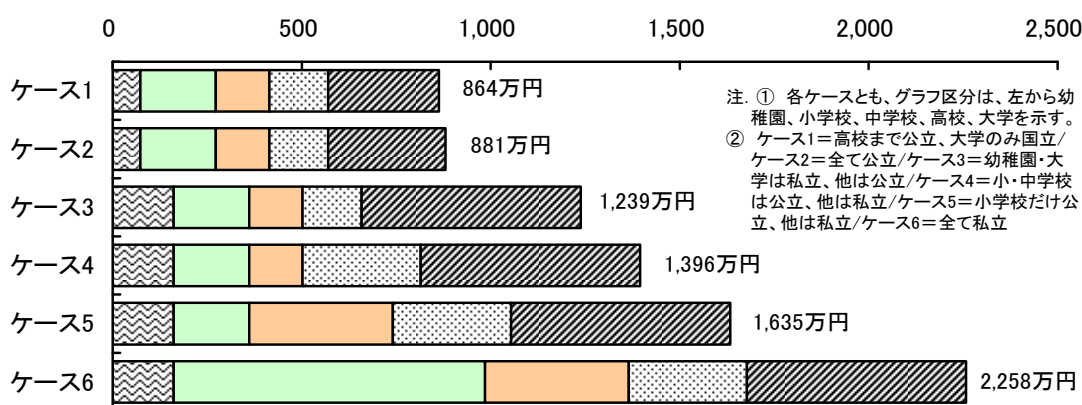
区分	学習費等の総額				大学	合計
	幼稚園	小学校	中学校	高校		
ケース1 (公→公→公→公→国)	729,962 (公立)	2,003,070 (公立)	1,414,387 (公立)	1,561,758 (公立)	2,933,400 (国立)	8,642,577
ケース2 (公→公→公→公→公)	729,962 (公立)	2,003,070 (公立)	1,414,387 (公立)	1,561,758 (公立)	3,097,027 (公立)	8,806,204
ケース3 (私→公→公→公→私)	1,611,457 (私立)	2,003,070 (公立)	1,414,387 (公立)	1,561,758 (公立)	5,799,058 (私立)	12,389,730
ケース4 (私→公→公→私→私)	1,611,457 (私立)	2,003,070 (公立)	1,414,387 (公立)	3,131,439 (私立)	5,799,058 (私立)	13,959,411
ケース5 (私→公→私→私→私)	1,611,457 (私立)	2,003,070 (公立)	3,800,593 (私立)	3,131,439 (私立)	5,799,058 (私立)	16,345,617
ケース6 (私→私→私→私→私)	1,611,457 (私立)	8,240,327 (私立)	3,800,593 (私立)	3,131,439 (私立)	5,799,058 (私立)	22,582,874

注. ① 幼稚園～高校については文科省「18年度子どもの学習費調査報告書」、大学については(独)日本学生支援機構「18年度学生生活調査報告」に基づく。/ ② 「学習費等」には、授業料などの学校教育費や学校給食費、学校外活動費が含まれる。/ ③ 「大学」の教育費には、授業料その他の学校納付金や通学費等が含まれる。(文科省資料「大学卒業までにかかる教育費」21年5月より)

(図2)

●大学卒業までにかかる教育費 - ② (万円)

(万円)



注. 文科省資料「大学卒業までにかかる教育費」(前掲の①)より作成。

文科省・緊急調査 授業料滞納、中退等の現状

文科省はこの程、経済情勢の急激な悪化を踏まえ、私立高校等の授業料滞納等、及び国公立大等の授業料滞納や中退等の20年度末時点での状況を緊急に調査し、公表した。

1. **私立高校・中等教育学校後期課程の授業料滞納等の状況**(21年3月31日時点)

(1) 調査対象校数及び有効回答校数

- 調査対象校=1,328校(高校1,316校、中等教育学校後期課程12校)
- 回答校=1,323校(回答率99.6% : 高校1,313校、中等教育学校後期課程10校)

(2) 調査結果の概要

20年度末の授業料滞納者は、19年度末に比べて0.1ポイント上昇。

*20年度末：授業料滞納者数＝9,067人(全生徒数987,072人に対する割合＝0.9%)

*19年度末：授業料滞納者数＝8,276人(全生徒数991,408人に対する割合＝0.8%)

(3) 学校における取組状況

① 生徒からの相談状況

*20年度末は、19年度末に比べ、約72%(951校)の学校が「経済的支援に関する生徒からの相談件数が増加している」と回答。

*相談内容で多いものは、次のとおり(複数回答)。

- ・授業料延納(分割納入含む)：1,138校
- ・各種奨学金制度についての申請や相談：1,128校
- ・授業料減免制度の利用方法：920校、等

② 経済的支援措置

*約72%(953校)の学校が、経済的支援策を実施。

- ・20年9月以降、新たな支援策を実施又は既存の制度を拡大：56校(4.2%)
- ・既存の制度で対応：897校(67.8%)
- ・実施していないが検討中：141校(10.7%)

*新たな支援策の実施や既存の制度拡大の内容は、次のとおり(複数回答)。

- ・既存の授業料減免制度の対象者を拡大：29校
- ・新たに学校法人又は学校独自の奨学金給付制度を創設：22校
- ・新たに授業料減免制度を創設：18校
- ・新たに授業料等納入猶予を実施：14校、等

③ 生徒の経済的支援措置ニーズへの対応

*約59%(782校)の学校が、生徒の経済的支援措置へのニーズに応えられていると回答。

*ニーズに応えられていないとする学校が、約22%(285校)存在。

2. **各大学等の授業料滞納や中退等の状況**(21年3月20日時点)

(1) 調査対象校数及び有効回答校数

- 調査対象校＝1,225校(国・公・私立大／公・私立短大／高等専門学校)
- 有効回答校＝計1,148校(回答率93.7%)

(2) 調査結果の概要

① 授業料滞納者の状況：20年度は、19年度末に比べ0.2ポイント上昇。

*20年度：授業料滞納者数＝14,662人(回答校学生数2,567,374人に対する割合＝0.6%)

*19年度：授業料滞納者数＝10,632人(回答校学生数2,526,227人に対する割合＝0.4%)

② 中退者の状況：中退者総数に占める「経済的理由」による中退者数の割合は、20年度は19年度末に比べ、1.6ポイント上昇。

*20年度：「経済的理由」の中退者数＝7,715人(中退者総数49,394人に対する割合＝15.6%)

*19年度：「経済的理由」の中退者数＝8,893人(中退者総数63,421人に対する割合＝14.0%)

③ 休学者の状況：休学者総数に占める「経済的理由」による休学者数の割合は、20年度は19年度末に比べ、0.7ポイント下降。

*20年度：「経済的理由」の休学者数＝7,034人(休学者総数47,713人に対する割合＝14.7%)

*19年度：「経済的理由」の休学者数＝7,028人(休学者総数45,577人に対する割合＝15.4%)

(3) 大学等における取組状況

① 学生からの相談状況

*20年3月20日時点では、19年度末に比べ、約72%(881校：調査対象校1,225校に対する割合)の大学等が、経済的支援に関する学生からの相談件数が増加していると回答。

*相談内容で多いものは、次のとおり(複数回答)。

・各種奨学金制度についての申請や相談(1,025校)／授業料の延納(分割納入含む)(949校)／「経済的理由」による中退や休学の相談(504校)、等。

② 経済的支援措置

*約63%(774校：調査対象校1,225校に対する割合。以下、同)の大学等が、経済的支援策を実施。

・20年9月以降、新たな支援策を実施又は既存の制度を拡大(219校<17.9%>)／既存の制度で対応(555校<45.3%>)／実施していないが検討中(203校<16.6%>)。

*新たな支援策の実施や既存の制度拡大の内容は、次のとおり(複数回答)。

・新たに学校独自の奨学金給付制度を創設(57校)／新たに授業料等の納入猶予を実施(46校)／新たに授業料減免制度を創設(40校)／新たに入学料等の納入猶予を実施(36校)、等。

③ 学生の経済的支援措置ニーズへの対応

*約48%(584校)の大学等が、学生の経済的支援措置へのニーズに応えられていると回答。

*ニーズに応えられていないとする大学等が、約23%(284校)存在。

● 文科省の取組

文科省は、私立高校・大学等で授業料滞納や中退者の状況が悪化していることを受け、都道府県及び各大学等に対し、経済的理由により高校生や学生等が修学機会を奪われることのないよう、各高校・大学等におけるきめ細かな対応を要請している。

また、授業料減免、奨学金事業等の緊急支援なども行うとしている。



<「格差」の連鎖>

一連の規制緩和政策と新自由主義的な市場原理政策などによって、一時期喧伝された所謂、「勝組」「負組」といわれるような貧富の差—「所得格差」—が広がっているようだ。加えて、昨秋以降の急激な経済危機は雇用の悪化や所得の減少を招き、世帯所得に新たな追い打ちをかけ、所得格差は一段と拡大しているとみられる。

この所得格差は子どもの教育費にも直接響き、「教育格差」を生む。

小・中学校において、世帯所得や学校外教育費の支出が高い程、一般に学力平均値も高い、あるいは、就学援助を受けている生徒の割合が高い学校は学力調査の正答率が低い傾

向にある（20年度「全国学力・学習状況調査」）など、世帯の「所得」と子どもの「学力」との相関関係をよく目にする。

そして、教育格差は「進学→就職」とも絡み、結局、「社会的格差」を増幅させることになる。

こうした一連の「格差社会」の固定化(階層化された社会)を是正しない限り、憲法や教育基本法で“保障”された「教育」は、画餅に帰すことになる。

<教育は“公共財”>

「所得格差 → 教育格差 → 格差社会 → 所得格差 → ……」といった、“負の連鎖”を断ち切るためには、様々な施策があろう。

例えば、教育格差の是正は「教育投資」、つまり、教育費の私費負担を軽減したり、学校への支援を充実したりすることに帰着しよう。

生徒や学生、受験生らに視点をおくならば、能力があり、勉学への意欲がありながら、自らの努力だけではどうにもならない“経済的理由”によって、進学や修学の機会が奪われてしまうことだけは避けなければならない。

ところで、我が国では伝統的に、教育費は教育を受ける者、即ち、受益者(本人)が負担すべきだとする“受益者負担”の考え方が根底にあるようだ。

そのため、政府支出に占める教育支出の割合は9.5%(韓国15.3%、アメリカ13.7%、イギリス11.9%など、OECD平均13.2%)と、世界的に見て低い。また、公財政支出の対GDP比でも日本は3.4%(OECD平均5.0%)と低い(いずれも、OECDインディケータ2008より)。

「教育立国」「科学技術立国」を標榜する我が国にとって、“人材＝教育”が唯一の資源であることを改めて認識し、教育は本人のみに帰属するものではなく、その成果は広く社会に還元され、国を支える“公共財”であると捉えるべきだ。

その上で、教育費の「私費負担」(受益者)と「公財政措置」(国、自治体)とのバランスを考えるべきである。

(2009. 06. 大塚)